議案第73号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）について、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成26年６月９日提出

糸魚川市長　　米　田　　徹

専決第７号

専　決　処　分　書

平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年３月31日

糸魚川市長　　米　田　　徹

平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）

平成25年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

第1表　繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
1　総務費	2　施設整備費	診療所整備事業	42,532